

「緊急的な居場所」の実施継続について（お知らせ）

保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症対策に多大なるご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

本市立小学校及び中学校の5月31日（日）までの臨時休校の延長を受け、「緊急的な居場所」については継続して実施します。

つきましては、下記に該当し、やむを得ず利用が必要な場合、「緊急的な居場所の利用申請書（別紙1）」を利用日初日に学校へ提出をお願いします（利用申請書は、各校に設置するとともに、市のHPからダウンロードできます）。

なお、これまで利用された保護者の方は、「緊急的な居場所の利用申請書（別紙1）」の提出は必要ありませんが、利用日と人数確認が必要なため、職員からお子様に「緊急的な居場所利用日確認書（別紙2）」をお渡ししますので、後日、提出をお願いします。

記

1. 緊急的な居場所の継続期間

令和2年5月11日（月）～5月29日（金）（土・日曜日を除く）

2. 対象者

小学校1年～6年生の児童

3. 緊急的な居場所利用の対象となる家庭

- ・医療従事者
- ・警察、消防、介護施設等に勤務し、社会の機能を維持するためには就業を継続することが必要な方
- ・ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方

4. 緊急的な居場所運営時間

8時30分～17時

5. 運営場所

留守家庭児童会専用室、教室等

6. 緊急的な居場所受付

これまでの「緊急的な居場所」受付場所と同じ（教職員用玄関等）

7. その他

- ① 職員による指導等はいませんので、自習用の教材や読書用の書籍などは各自でご準備ください。
- ② 水分補給用のお茶は必ず持たせてください。また、昼食が必要な場合は、各自でご準備ください。
- ③ 可能な範囲で保護者による送迎をお願いします。
- ④ 毎朝、必ず、お子さまの検温や健康観察をしてください。
- ⑤ 通常、学校に持っていくことが禁止されている物は持たせないでください。

8. 問い合わせ先

枚方市教育委員会 学校教育部 教育指導課

TEL：050-7105-8052 FAX：072-851-2187

学校教育部 放課後子ども課

TEL：050-7105-8201 FAX：072-867-8131